

議案 1

景観重要樹木の指定について

令和7年1月22日 さいたま市 都市計画課

景観重要樹木の指定

目的

・ 良好な景観の形成

【景観法第28条・さいたま市景観計画】

維持 管理 義務

- ・ 現状変更に対する規制
- ・ 適切な管理の義務付け

効果

地区における景観形成の核づくり

地区住民の景観意識の醸成

景観重要樹木指定制度の積極的な活用促進

道路その他の公共の場所から容易に望見することができ、
以下のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観形成に
重要と認められるものを所有者と協議し、景観重要樹木と
して指定します。

- 一 歴史的・文化的意義のある樹木
- 二 特徴的な樹容の樹木
- 三 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木

○さいたま市の景観重要樹木



さいたま市



岩槻小学校のイチヨウ
(岩槻区)
平成22年12月17日指定



JR西大宮駅北口駅前広場の
シンボルツリー ツガ・ケヤキ
(西区)
平成22年12月17日指定



JR土呂駅東口駅前広場のアカマツ（3本）
(北区)
平成31年3月27日指定



大砂土東小学校のマツ（2本）
(北区)
令和4年12月1日指定

○指定候補の位置



さいたま市



○指定候補の位置



さいたま市

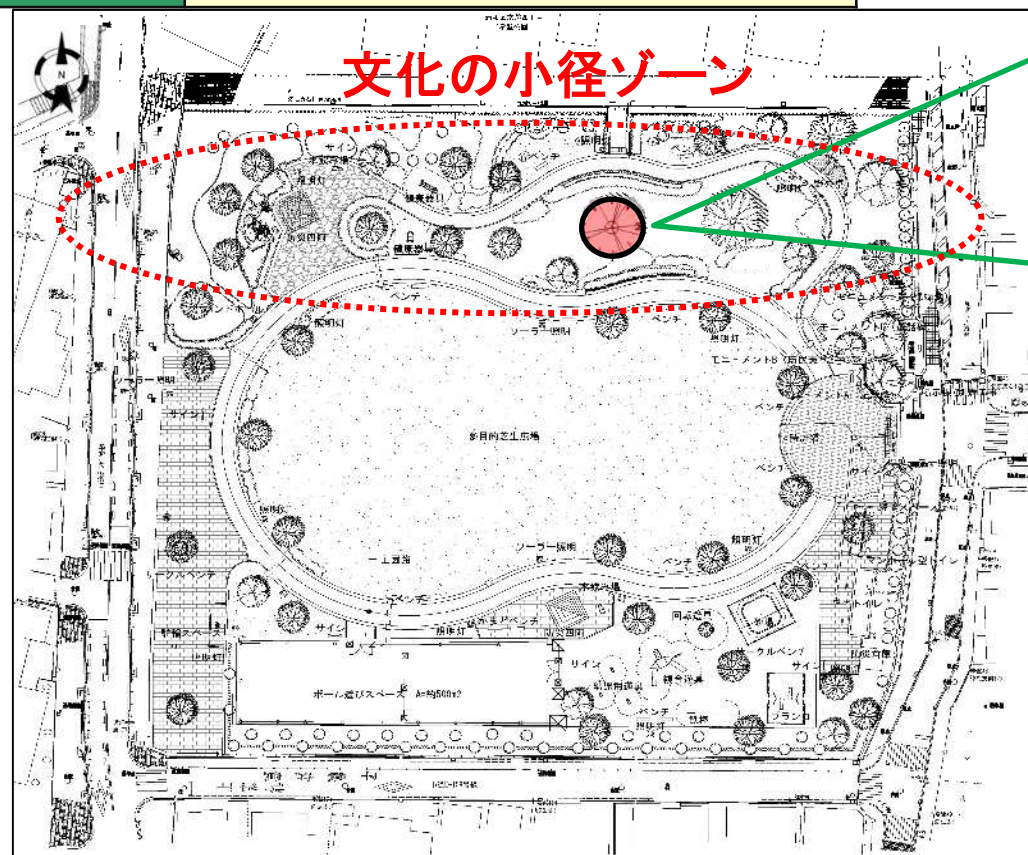


○指定候補の概要



さいたま市

名称	常盤公園のクスノキ
所在地	さいたま市浦和区常盤1-8 (常盤公園内)
所有者	さいたま市



○景観重要樹木の評価

さいたま市景観計画による指定の方針



さいたま市

		評価
指定の方針	1 道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができる	
	2 下記 一 ～ 三 のいずれかに該当	
	一 歴史的・文化的意義のある樹木	
	二 特徴的な樹容の樹木	
	三 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木	
	3 良好な景観の形成に重要と認められるもの	

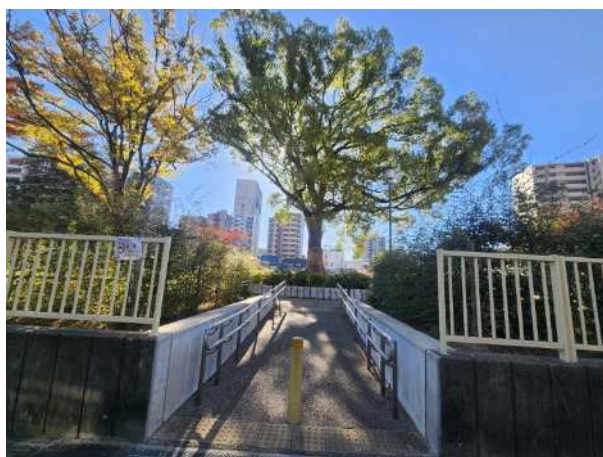
○指定候補の評価 1



さいたま市

容易に望見することができる

北側



西側



東側



周囲の道路等から容易に望見できる。

○景観重要樹木の評価

さいたま市景観計画による指定の方針



さいたま市

		評価
指定の方針	1 道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができる。	○
	2 下記 一 ～ 三 のいずれかに該当	
	一 歴史的・文化的意義のある樹木	
	二 特徴的な樹容の樹木	
	三 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木	
	3 良好な景観の形成に重要と認められるもの	

○指定候補の評価 2 の一



さいたま市

歴史的・文化的意義

慶長年間 (1596年～1615年)	徳川家康が民情査察を兼ねた鷹狩の際、休憩、宿泊のため、この地に浦和御殿を建設
	浦和御殿取り壊し以降、幕府直轄地の「御林」
明治26年 (1893年)	浦和地方裁判所設置
昭和51年 (1976年)	常盤公園開設
令和 4年 (2022年)	常盤公園再整備



浦和宿絵図 (出典：さいたま市HP)



浦和地方裁判所 (出典：さいたま市アーカイブズセンター)

○指定候補の評価 2 の一



さいたま市

歴史的・文化的意義

常盤公園への歴史

御鷹野図巻 国立国会図書館ウェブサイトより

浦和地方裁判所 埼玉新聞写真館より (大正10年発行)

「御殿」から「御林」へ

御殿とは領国の民情を察するに便した鷹狩りの休泊所。浦和御殿があったのは10年間ではありましたが、以降の浦和宿興隆の礎となりました。御殿取り壊し後は幕府直轄地（天領）となり「御林」として保護・管理されました。

浦和地方裁判所

明治5年（1872）県庁内に置かれた埼玉裁判所は火災に遭い、玉蔵院に仮庁舎を置いた後、この地に庁舎が建設されました。その当時の赤レンガの門柱・外壁の一部は補修復元され現在にいたります。

常盤公園の年表

和暦	西暦	事 件
慶長 6 年	1601	徳川家康が浦和に「御殿」を造る
慶長 16 年	1611	浦和御殿を取り壊し、「御林」となる
元禄 12 年	1699	玉蔵院に移設した御殿の表門、大火で消失
文化 8 年	1811	「浦和御殿」に「御林」の地名表記
明治 3 年	1870	県庁造営の為「御林」の杉・榎を伐採
明治 26 年	1893	浦和地方裁判所の木造庁舎 竣工
昭和 48 年	1973	浦和地方裁判所の移転に伴い、本庁舎解体
昭和 51 年	1976	浦和市制 40 周年を記念し「常盤公園」竣工
令和 4 年	2022	防災機能を備えた「常盤公園」改修工事竣工

浦和区文化の小径づくり推進委員会 2022

浦和御殿～裁判所～常盤公園

御鷹野図巻 国立国会図書館ウェブサイトより

鷹狩りの際の休泊所 浦和御殿

鷹狩りは、ユーラシアに広く普及した狩猟法の一つで、馴れた鷹を手に鷹や小動物などを捕獲するものです。古墳時代にはわが国へ入り、中世以降武士の間に普及し、近世に至り盛んに行われるようになりました。この地は、慶長6～16年（1601～11）の間、徳川家康によって築かれた浦和御殿のあったところです。家康は鷹狩りを好み、冬季にはほとんど鷹狩りに出ていました。鷹狩りは民情を察や健康維持・軍務訓練を兼ねたものでもありました。『徳川実記』によれば、家康が慶長12年（1607）と同18年の2回、秀忠は慶長9年と同14年に浦和へ鷹狩りに来ています。

測 中野四郎 作

長沼依山童話碑

細野純人 作

裁判所から公園へ

この地には、明治26年（1893）に浦和地方裁判所（現さいたま地方裁判所の前身）が建設されました。公園周囲の赤レンガ塀の一部に裁判所設立当時のものが補修・復元されています。旧「常盤公園」は、浦和市制施行40周年を記念し昭和51年（1976）整備開園されました。開園時は高さ6mの人工の滝や350㎡の鑑賞池が造られ、その周囲には約60種の樹木が植樹されました。

浦和地方裁判所と赤レンガ塀

常盤公園の彫刻

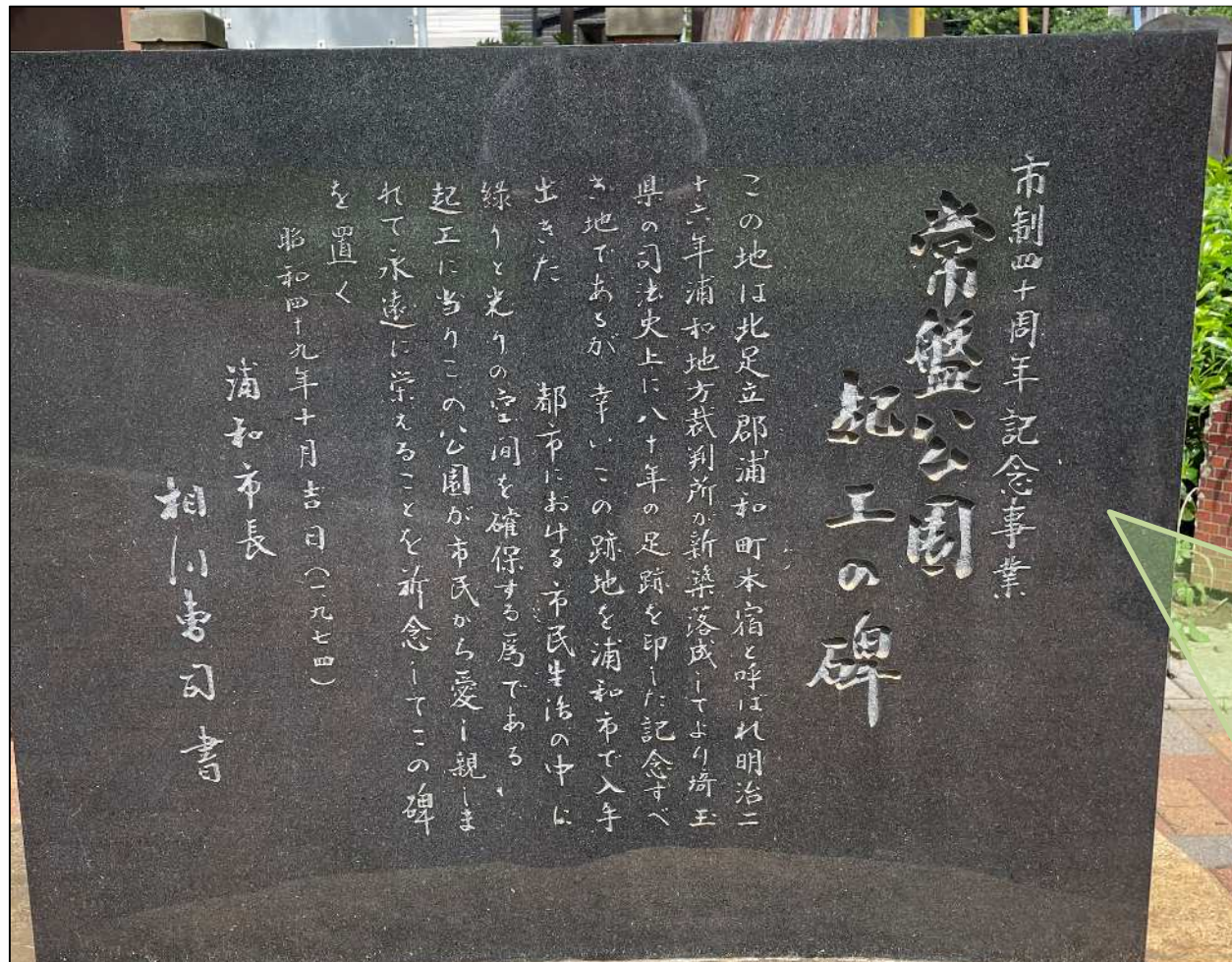
「測」（1967） 中野四郎
着色した石膏で作られた後にブロンズで鋳造された代表作で、開園時の常盤公園では、池を見下ろす石の上に設置されていました。

「長沼依山童話碑」（1979） 細野純人
長沼依山の童話の本にちなんで、本の中に出てくる動物をけやきの木に配し少年少女は選んでその本を読んでいます。

長沼依山（1893～1982） 浦和幼稚園創設者
童話作家 口演童話作家として全国で活躍。

浦和区文化の小径づくり推進委員会 2022

歴史的・文化的意義



この地は北足立郡浦和町本宿と呼ばれ明治二十六年浦和地方裁判所が新築落成してより埼玉県司法史上に八十年の足跡を印した記念すべき地である。

都市における市民生活の中に緑りと光りの空間を確保する為である。

起工に当たりこの公園が市民から愛し親しまれて永遠に栄えることを記念してこの碑を置く。

○景観重要樹木の評価

さいたま市景観計画による指定の方針



さいたま市

		評価
指定の方針	1 道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができる。	○
	2 下記 一 ～ 三 のいずれかに該当	
	一 歴史的・文化的意義のある樹木	○
	二 特徴的な樹容の樹木	
	三 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木	
	3 良好な景観の形成に重要と認められるもの	

特徴的な樹容の樹木



特徴的な樹容の樹木



○景観重要樹木の評価

さいたま市景観計画による指定の方針



さいたま市

		評価
指定の方針	1 道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができる。	○
	2 下記 一 ～ 三 のいずれかに該当	
	一 歴史的・文化的意義のある樹木	○
	二 特徴的な樹容の樹木	○
	三 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木	
	3 良好な景観の形成に重要と認められるもの	

○指定候補の評価 2 の三



さいたま市

地域のシンボルとして市民に親しまれている



○景観重要樹木の評価

さいたま市景観計画による指定の方針



さいたま市

		評価
指定の方針	1 道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができる。	○
	2 下記 一 ～ 三 のいずれかに該当	○
	一 歴史的・文化的意義のある樹木	○
	二 特徴的な樹容の樹木	○
	三 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木	○
	3 良好な景観の形成に重要と認められるもの	

良好な景観形成に重要

- ・昔からの地域の景観を継承
- ・都市部の貴重な緑資源として良好な景観を形成
- ・地域の方々にも親しまれている



指定により

- (1) 良好な景観の継承
- (2) 景観継承事例としての発信
- (3) 地域の意識醸成・関心向上



地域および市内の良好な景観形成に寄与

○景観重要樹木の評価

さいたま市景観計画による指定の方針



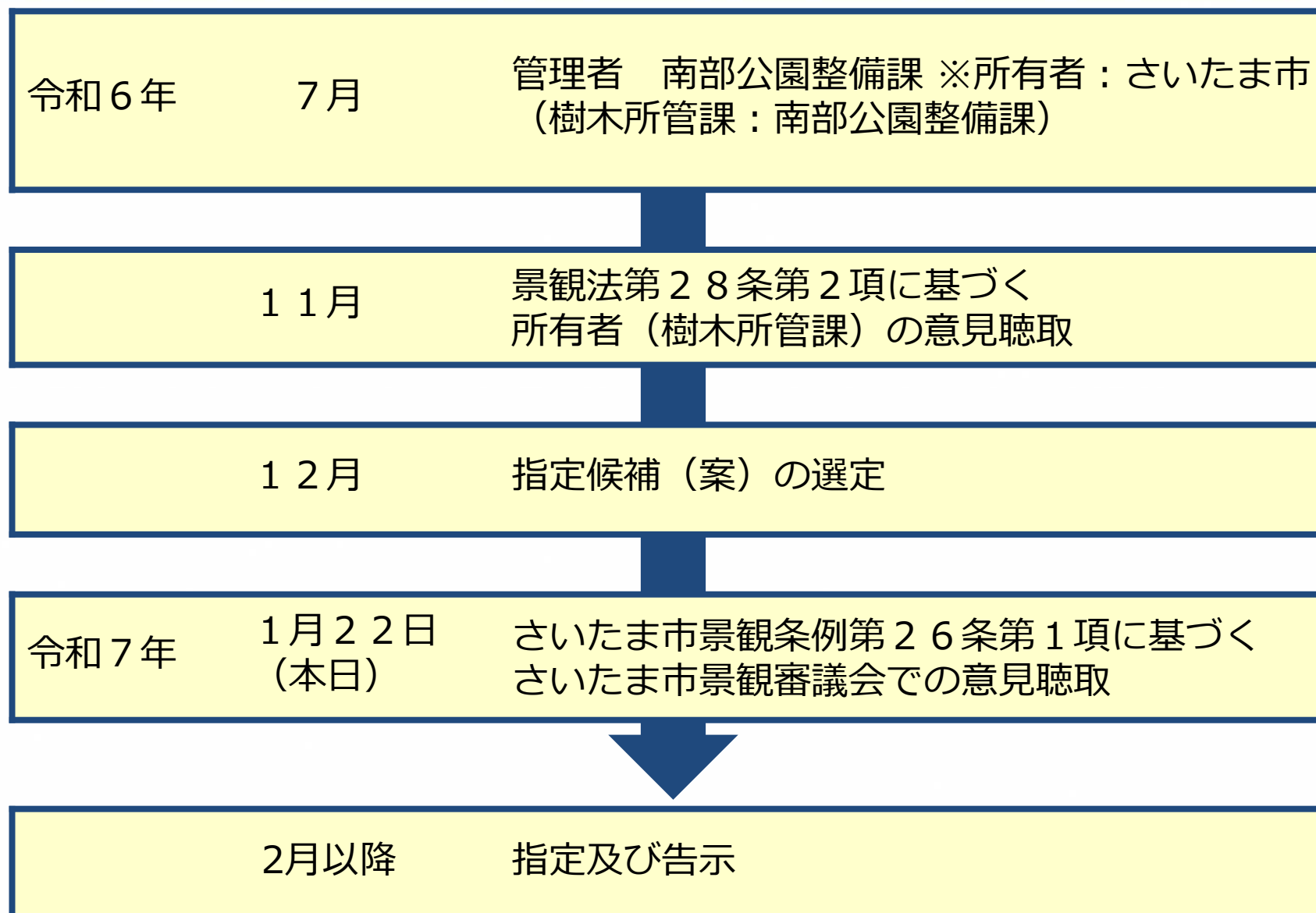
さいたま市

		評価
指定の方針	1 道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができる	○
	2 下記 一 ～ 三 のいずれかに該当	○
	一 歴史的・文化的意義のある樹木	○
	二 特徴的な樹容の樹木	○
	三 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木	○
	3 良好な景観の形成に重要と認められるもの	○

○指定の手続き



さいたま市





以上で議案の説明を終了します。

ご審議をお願いいたします。